最低制限価格の算定基準について

　坂出市では，公共工事の低入札による品質低下や下請業者へのしわ寄せ防止に加え，適正価格での契約を推進する観点から，次のとおり最低制限価格（入札書比較）を算定する。

１　最低制限価格（入札書比較）の算定方法

(1）最低制限価格（入札書比較）は，予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額（以下「予定価格（入札書比較）」という。）に、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額を当該工事の設計金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額（以下「工事価格」という。）で除して得た割合（小数点第４位以下に端数があるときは、これを切り捨てた割合）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは，これを切り捨てる。）とする。ただし，その額が工事価格に１０分の９を乗じて得た額を超える場合にあっては１０分の９を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは，これを切り捨てる。）とし，工事価格に１０分の７を乗じて得た額に満たない場合にあっては１０分の７を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは，これを切り捨てる。）とする。

　　①直接工事費の額に１００分の９５を乗じて得た額（１円未満の端数があるときは，これを切り捨てる。）

　　②共通仮設費の額に１００分の９０を乗じて得た額（１円未満の端数があるときは，これを切り捨てる。）

　　③現場管理費の額に１００分の８０を乗じて得た額（１円未満の端数があるときは，これを切り捨てる。）

　　④一般管理費等の額に１００分の５５を乗じて得た額（１円未満の端数があるときは，これを切り捨てる。）

　(2) 上記①から④に掲げる額が明確に区分されていないもの又は市長が特に認めたものについては，上記の設定方法にかかわらず，予定価格（入札書比較）に１０分の７から１０分の９までの範囲内で市長の定める割合を乗じて得た額とする。

２　適用時期

　　この基準は，平成２８年４月１日以降に執行する入札から適用する。